

両毛漁業協同組合遊漁規則

(共第9号及び10号第五種共同漁業権)

(目的)

第一条 この規則は、両毛漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第9号及び共第10号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（アユ、マス（イワナ、ヤマメを含む。以下同じ。）、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、ウナギ、ワカサギ及びカジカをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りでない。

2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭又は組合が指定するオンラインシステムで、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又は組合が指定するオンラインシステムにより申請しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員もしくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十四条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第九条第1項あるいは同条第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行なければならない。

魚種	期間
アユ	組合が定める日時から12月31日まで
ヤマメ サクラマス イワナ	3月1日から9月20日まで
マス（ヤマメ、サクラマス、イワナを除く。以下同じ。）	1月1日から12月31日まで
ワカサギ	10月1日から翌年3月19日まで（草木湖） 組合が定める日時から翌年3月最終日曜日前々日まで（草木湖以外）
カジカ	5月1日から12月31日まで
コイ フナ ウグイ オイカワ ウナギ	1月1日から12月31日まで

- 2 前項の組合が定める日時は、組合掲示場に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具・漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具・漁法	規模
手釣	1人につき1本
竿釣	1人につき2本以下 フライ、テンカラの毛針は1本 疑似おとり使用の友釣りの場合、ハリスの長さは疑似おとりの後端から20cm以下
投網	1人につき1統・網目15cmにつき13節以下
たも網	1人につき1統・網の最大口径50cm以下
置針	1人につき30本以下

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法は、イ欄の魚種をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。

(共第9号漁場)

ア 漁具・漁法	イ 魚種	ウ 区域	エ 期間
オランダ釣	全魚種	漁場全域	3月1日から 8月31日まで
毛針釣(フライ、テンカラを除く。)	全魚種	漁場全域	3月1日から 7月31日まで
どぶ釣	全魚種	漁場全域	1月1日から 7月31日まで
餌釣(まき餌、よせ餌を含む。)	アユ	漁場全域	1月1日から 12月31日まで
ころがし ぐい 引掛け	全魚種	漁場全域	1月1日から 12月31日まで
投網	全魚種	赤岩橋下流端から 上流の渡良瀬川本 支流	1月1日から 12月31日まで
		赤岩橋下流端から 下流の渡良瀬川本 支流	1月1日から 9月第2日曜日の正午まで
		漁場全域	増水及び濁水時
たも網	全魚種	漁場全域	増水及び濁水時
置針	全魚種	漁場全域	11月1日から 翌年5月31日まで

(共第10号漁場)

ア 漁具・漁法	イ 魚種	ウ 区域	エ 期間
オランダ釣	全魚種	漁場全域 (梅田湖を除く)	3月1日から 8月31日まで
毛針釣(フライ、 テンカラを除く。)	全魚種	漁場全域 (梅田湖を除く)	3月1日から 7月31日まで
どぶ釣	全魚種	漁場全域 (梅田湖を除く)	1月1日から 7月31日まで
餌釣(まき餌、よ せ餌を含む。)	アユ	漁場全域	1月1日から 12月31日まで
ころがし ぐい 引掛け	全魚種	漁場全域	1月1日から 12月31日まで
ねり餌 まき餌	全魚種	梅田湖	1月1日から 12月31日まで
投網	全魚種	小松橋上流の大堰下流 端から上流の桐生川本 支流	1月1日から 12月31日まで
		小松橋上流の大堰下流 端から下流の桐生川本 支流	1月1日から 9月第2日曜日の正午まで
		漁場全域	増水及び濁水時
たも網	全魚種	漁場全域	増水及び濁水時
置針	全魚種	漁場全域	11月1日から 翌年5月31日まで
トローリング・ハ ーリング漁法	全魚種	漁場全域	1月1日から 12月31日まで

(禁止区域及び時間)

第五条 第三条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄に掲げる期間又は時間中、遊漁をしてはならない。

区域	期間・時間
太田頭首工堰堤上流端の上流100mから 同頭首工堰堤上流端の下流200mまでの 渡良瀬川	1月1日から12月31日まで
高津戸ダム堰堤上流端の上流1kmから同 堰堤上流端の下流200mのハネタキ橋下 流端までの渡良瀬川	1月1日から12月31日まで
東京電力水沼堰堤上流端の上流200mから 同堰堤上流端の下流200mまでの渡良 瀬川	1月1日から12月31日まで
草木ダム堰堤上流の流木止め網場から同堰 堤下流の柱戸川合流までの渡良瀬川	1月1日から12月31日まで

桐生川ダム堰堤上流の流木止め網場から同堰堤上流端の下流400mの禁漁区指定板までの桐生川	1月1日から12月31日まで
早川貯水池及び早川貯水池から上流の早川	1月1日から12月31日まで
赤岩橋下流端から上流の渡良瀬川支流	9月21日から翌年2月末日まで
観音橋下流端から上流の桐生川本支流 ただし、梅田湖及びアユ釣り（桐生川ダム下流の禁漁区指定板まで）は除く	9月21日から翌年2月末日まで
漁場全域の各堰堤魚道内	1月1日から12月31日まで
梅田湖	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月第1日曜日から4月30日までの午後6時から翌日午前5時まで ・ 5月1日から8月31日までの午後7時から翌日午前5時まで ・ 9月1日から9月30日までの午後6時から翌日午前5時まで ・ 10月1日から翌年3月最終日曜日前々日までの午後5時から翌日午前6時まで ・ 3月最終日曜日前日から4月第1日曜日前日まで（第十条の二第1項の規定による組合が定める日時は除く）

（キャッチアンドリリース区域の設置）

第六条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
全魚種	ハネタキ橋下流端から山田川合流の下流200mまでの渡良瀬川	1月1日から 12月31日まで

- 2 前項の区域において、釣り針を使用する場合、1本針を1本（シングルフックを1本）、かつ返しのない針又は返しを潰した針（バーブレスフック）を使用しなければならない。
- 3 第1項の区域において、他区域からの魚の持ち込みを禁止し、ビク、フラシ、ストリンガーその他の魚を保持又は収容できるものの持ち込みをしてはならない。

(全長の制限)

第七条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
ヤマメ サクラマス イワナ コイ	15センチメートル
ウグイ	8センチメートル
オイカワ	5センチメートル
ウナギ	30センチメートル
カジカ	5センチメートル

(尾数の制限)

第八条 次の表の左欄に掲げる魚種は第六条第1項及び第十条の二第1項に規定される区域を除き、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚種	尾数
ヤマメ サクラマス イワナ マス	20尾 (左欄の魚種を合算したもの)
カジカ	10尾

(遊漁料及び納付方法)

第九条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁承認証取扱所(以下「遊漁証取扱所」という。)又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときは次の表のとおりとする。なお、期間1年の遊漁料は遊漁証発行日から4月30日までに納付するものとし、それ以外の期間に納付するときは、次の表の遊漁料に500円を加算した額とする。

また、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは次の表の遊漁料に、全魚種の場合は2,000円、全魚種投網の場合は4,000円、アユを除く魚種の場合は1,500円を加算した額とする。なお、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
全魚種	徒手採捕、 手釣、竿釣 たも網、置針(た だし、期間1年 に限る。)	1日	2,000円
		1年	11,000円
全魚種	同上 投網	1日	4,000円
		1年	14,000円

アユを除く魚種	徒手採捕、 手釣、竿釣 たも網、置針(た だし、期間1年 に限る。)	1日	1,500円
		1年	8,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

- 2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は第1項の規定にかかわらず、次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
中学生	アユを除く魚種	徒手採捕、 手釣、竿釣、 たも網	1年	300円
	全魚種	同上	1年	2,000円
高校生	全魚種	徒手採捕、 手釣、竿釣、 たも網	1年	4,000円
組合地区及び県 内居住者で4級 以上の肢体不自 由者	アユを除く魚種	徒手採捕、 手釣、竿釣、 たも網	1年	4,000円
	全魚種	徒手採捕、 手釣、竿釣、 たも網	1年	5,500円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

- 3 遊漁料は、別表に掲げる遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
- 4 遊漁証発行日は、組合の掲示場に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表する。

(特設釣り場に関する事項)

第十条 組合は、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中を特設釣り場と定め、遊漁者はウ欄の漁具・漁法でのみ遊漁を行うことができる。

ア 区域	イ 期間	ウ 漁具・漁法
梅田湖	4月第1日曜日から翌年3月 最終日曜日前々日まで	徒手採捕 手釣 竿釣 たも網

- 2 第1項の区域及び期間で遊漁をしようとする者は、前条各号の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するものとする。なお、期間1年の遊漁料は、遊漁証発行日から4月30日までに納付するものとし、それ以外の期間に納付するときは、次の表の遊漁料に500円を加算した額とする(ただし、中学生、高校生、組合地区及び県内居住者で4級以上の肢体不自由者を除く)。
- また、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において1,500円を加算した額を漁場監視員に納付することができる。なお、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとする。

魚種	期間	区分	遊漁料
マス ヤマメ イワナ サクラマス コイ フナ ウグイ オイカワ ウナギ ワカサギ カジカ	1日	遊漁者	1,500円
	1年	第九条第1項において両毛漁業協同組合が発行する期間1年の遊漁証を保有する者	8,000円
		上記以外の者	8,500円
		第九条第2項において両毛漁業協同組合が発行する全魚種期間1年の遊漁証を保有する中学生	無料
		上記以外の中学生	2,000円
		第九条第2項において両毛漁業協同組合が発行する全魚種期間1年の遊漁証を保有する高校生	無料
		上記以外の高校生	4,000円
		組合地区及び県内居住者で4級以上の肢体不自由者	4,250円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

第十条の二 組合は、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる日の特設釣り場《梅田湖特別解禁》と定め、遊漁者はウ欄の漁具・漁法でのみ遊漁を行うことができる。ただし、採捕した魚は所持又は販売を行うことができず、採捕した場で再放流しなければならない。

《梅田湖特別解禁》

ア 区域	イ 期間	ウ 漁具・漁法
梅田湖	3月最終日曜日前日から4月第1日曜日前日までの間で組合が定める日時	竿釣 〔フライ釣〕 〔ルアー釣〕 1人につき1本

- 前項の組合が定める日時は、組合の掲示場に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。
- 第1項の区域及び期間で遊漁をしようとする者は、第九条及び第十条各項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場《梅田湖特別解禁》遊漁証取扱所において納付するものとする。

魚種	期間	区分	遊漁料
マス ヤマメ サクラマス イワナ	1日	遊漁者	3,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

- 第1項の区域および期間において遊漁をする際は、1本針を1本（シングルフックを1本）、かつ返しのない針又は返しを潰した針（バールレスフック）を使用しなければならない。

- 5 第1項の区域および期間において遊漁をする際は、ピック、フラシ、ストリンガーその他の魚を保持又は収容できるものの持ち込みをしてはならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第十一条 組合は第二条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(以下「遊漁証」という。オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所および顔写真
(ただし、期間を1年とする遊漁証に限る)

(2) 承認期間

(3) 遊漁料又は遊漁証の種類

(4) 発行者名

(5) その他参考となるべき事項

2 遊漁証の交付は、別表の遊漁証取扱所、特設釣り場遊漁証取扱所、組合が指定するオンラインシステム、特設釣り場《梅田湖特別解禁》遊漁証取扱所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第十二条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムにより発行された遊漁証を使用する場合は、遊漁開始前に遊漁料を納付し、遊漁中はオンラインシステムを通じて遊漁者の位置情報等が組合に提供されている状態で携帯しなければならない。ただし、電波が届かない等のやむを得ない場合又は漁場監視員の要求があった場合は、オンラインシステムで遊漁料を納付した情報が分かる印刷物又はオンラインシステムの画面等を提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の川底及び湖底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第十三条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名および顔写真

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第十四条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(附則)

- 1 この規則は令和5年9月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に平成30年2月21日付け群馬県指令蚕園第201-2号で認可された両毛漁業協同組合遊漁規則(共第9号及び10号第五種共同漁業権)及び令和5年2月21日付け群馬県指令蚕園第201-2号で認可された群馬漁業協同組合遊漁規則(共第3号及び9号第五種共同漁業権)により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

別表 遊漁証取扱所及び特設釣り場遊漁証取扱所

N0	名称	所在	電話番号	備考
1	つり忠釣具店	桐生市相生町1丁目91-6	0277-52-5550	年・日・特年・特日・学・学全特
2	スズキ釣具店	みどり市大間々町大間々1314	0277-72-1336	年・日・特年・特日・学・学全特
3	木村屋釣具店	太田市市場町1056-10	0284-73-0434	年・学
4	星野おとり店	桐生市広沢町1丁目2954	0277-54-4764	年・日・特年・特日・学
5	トラッタ	太田市小舞木町88-1	0276-47-0206	年・日・特年・特日・学
6	オジーズ	太田市浜町63-37	0276-49-2021	年・日・特年・特日・学・学全特
7	アカサカ釣具店	佐野市大町3026	0283-22-0298	年・日・特年・特日・学
8	上州屋足利店	足利市福富町1098	0284-73-0785	年・日・特年・特日・学・学全特
9	梅田湖観光開発(有)	桐生市梅田町4丁目941-2	0277-32-1290	年・日・特年・特日・学・学全特
10	上州屋新太田店	太田市西矢島町622-1	0276-45-4130	年・日・特年・特日・学
11	上州屋伊勢崎店	伊勢崎市宮子町3635-14	0270-21-3308	日・特年
12	梅田ふる里センター	桐生市梅田町5丁目7568-1	0277-32-1100	日・特日・学
13	草木ドライブイン内コンビニ	みどり市東町草木75	0277-95-6136	年・日
14	黒坂石バンガローテント村	みどり市東町沢入1146	0277-95-6611	日・学
15	パーベイヤーズ	桐生市仲町2-11-4	0277-32-3446	年・日・特年・特日
16	釣具の天狗屋	前橋市西片貝町4-16-3	027-224-6334	年・特年
17	サンビーム高崎店	高崎市飯塚町206-6	027-364-3332	年・特年
18	つり倶楽部	伊勢崎市連取町1166	0270-21-3533	年・特年
19	上州屋前橋店	前橋市三俣町1-43-10	027-221-9731	年・特年
20	亀井潔店	みどり市東町小夜戸737	0277-97-3552	年・日・特年・特日・学
21	越塚商店	桐生市黒保根町水沼1251-1	0277-76-6069	年・日・特年・特日・学
22	水口屋	桐生市黒保根町下田沢284	0277-96-2816	日
23	ふじくら酒店	桐生市梅田町2-410-1	0277-32-0740	年・日・特年・特日・学・学全特
24	つり具おおつか伊勢崎店	伊勢崎市連取町3093-4	0270-40-5871	年・特年
25	今井釣具店	太田市世良田町1010	0276-52-1078	年・特年
26	池田屋釣具店	伊勢崎市三光町14-5	0270-25-2418	年・特年
27	水沼駅温泉センター	桐生市黒保根町水沼120-1	0277-96-2500	日

28	利平茶屋森林公園 キャンプ場	桐生市黒保根町下田沢 900-1	0277-96-2588	日・学
29	東毛漁業協同組合	伊勢崎市曲輪町 21-5	0270-26-1143	年・特年
30	両毛漁業協同組合	桐生市菱町 4-1062-6	0277-32-1459	年・日・特年・特日・ 学・学全特
31	ファミリーマート 桐生天神店	桐生市天神町 2-3-29	0277-22-5538	日・特日
32	ファミリーマート 桐生東 5 丁目店	桐生市東 5-5-32	0277-20-1236	日・特日
33	ファミリーマート 黒保根店	桐生市黒保根町下田沢 77-3	0277-70-3008	日・特日・学
34	セブンイレブン 川内 3 丁目店	桐生市川内 3-124-8	0277-65-6744	年・日・特年・特日・ 学・学全特
35	セブンイレブン 川内店	桐生市川内町 1-2-14	0277-65-6464	日・特日・学
36	セブンイレブン 相生店	桐生市相生町 2-816	0277-54-4756	日・特日・学
37	セブンイレブン 新宿店	桐生市新宿 2-3-13	0277-44-0711	日・特日
38	セブンイレブン 広沢 1 丁目店	桐生市広沢町 1-2532-2	0277-55-5331	日・特日・学
39	セブンイレブン 桐生間ノ島店	桐生市広沢町 4-1971-32	0277-52-0811	日・特日・学
40	セブンイレブン 境野店	桐生市境野町 7-1800-5	0277-22-2805	日・特日・学
41	セブンイレブン 広沢 7 丁目店	桐生市広沢町 7-5169-1	0277-54-8511	日・特日
42	セブンイレブン 西桐生駅前店	桐生市宮前町 2-1783-1	0277-44-4222	日・特日
43	セブンイレブン 桐生東小前店	桐生市東 4-7-34	0277-46-5065	日・特日
44	セブンイレブン 東仲町通り店	桐生市仲町 1-5-18	0277-45-2695	日・特日
45	セブンイレブン 梅田 1 丁目店	桐生市梅田町 1-199-2	0277-32-0296	日・特日・学
46	セブンイレブン 大間々桐原店	みどり市大間々町桐原 3504-3	0277-73-2833	日・特日・学
47	JTB チケット セブンイレブン、ローソ ン、ミニストップ、ファ ミリーマートの店頭端 末機	(株)JTB 東京都品川区東品 2-3-11		日・特日

備考欄注：年は1年、日は1日、特年は特設釣り場の1年、特日は特設釣り場の1日、学は中学生のアユを除く魚種、学全特は中学生と高校生の全魚種と特設釣り場の1年の遊漁証取扱いを示す。

組合が指定するオンラインシステム

No	名称	所在	電話番号	備考
1	つりチケ	愛知県名古屋市天白区塩釜口 2-1403-703	052-861-2287	日・特日
2	FISH PASS	福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-16	0776-67-7335	日・特日

備考欄注：日は1日、特日は特設釣り場の1日の遊漁証取扱いを示す。

特設釣り場《梅田湖特別解禁》遊漁証取扱所

No	名称	所在	電話番号	備考
1	梅田湖特別解禁	両毛漁業協同組合にて梅田湖に設置	0277-32-1459	日

備考欄注：日は1日の遊漁証取扱い

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆

- ・遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第195条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。
 - ・遊漁者は、漁業権が設定されている河川・湖沼（以下「河川等」という。）において遊漁を行う際には、河川等ごとに定められた遊漁規則に基づき、遊漁料を納付しなければなりません。
 - ・この河川等において、当組合では、遺伝的多様性を維持するために在来種の放流又は野生魚の自然繁殖の増進を図っています。独自に放流を行いたい方は、当組合に事前に御相談下さい。
 - ・遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守して下さい。また、問題行為のある釣り人を見かけたときには両毛漁協事務所（電話番号0277-32-1459）まで御一報ください。
 - ・遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付をうけていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、ご協力ください。
 - ・漁場監視員は、遊漁規則に反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命ずることが出来ます。その場合は、速やかに指示に従ってください。
- 当組合が行っている増殖事業
- ・当組合が行っている増殖手法は、産卵床の造成、稚魚・成魚・発眼卵・親魚放流です。
 - ・この河川等における漁業権に基づく漁類の放流量は、毎年、群馬県内水面漁場管理委員会から示された増殖指示量に基づいています。
- 当組合が行っている漁場管理
- ・遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。
 - ・当組合は、漁場管理を行うため資源調査に加え、遊漁者の採捕数の把握、産卵床の数、稚魚の数などモニタリング調査を行っておりますのでご協力ください。